

後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療の保険証が8月1日(木)に更新されます

後期高齢者医療の「保険証」は、有効期間が1年間で毎年8月1日に更新されます。新しい保険証は7月下旬に郵便(特定記録)でお届けしますので、8月1日(木)以降に医療機関にかかるときは新しい保険証を提示してください。また、これまで使用していた**緑色**の保険証はご自身で裁断し破棄するか、町福祉保健課への返還をお願いします。

■現在使用している保険証(緑色)

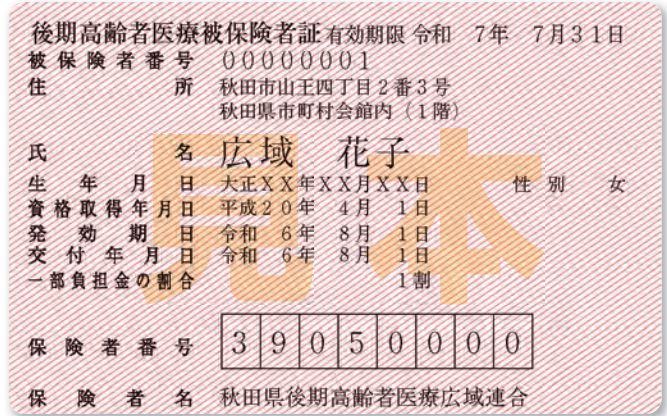
有効期限◆7月31日(水)まで

※8月1日(木)以降は使用できません。

■新しい保険証(薄赤色)

有効期限◆8月1日(木)から

令和7年7月31日(木)まで(1年間)



新しい保険証をお届けします

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

現在交付を受けていて、令和6年度も**住民税非課税世帯**の方には、新しい保険証と一緒に郵便(特定記録)でお届けします。保険証の台紙の裏面にありますので捨てないように注意してください。

後期高齢者医療の「保険料」が決定しました

令和5年中の所得に応じて確定した令和6年度の後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します。保険料の納付については年金からの天引き(特別徴収)が原則ですが、年金の年額が18万円未満の方などは納付書や口座振替により納めていただきます(普通徴収)。

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。



「均等割額」45,260円 + 「所得割額」基礎控除後の被保険者本人の総所得金額×9.02%

保険料は世帯主および被保険者の所得に応じて次の表のとおり軽減されます。

■均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が次の額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額(43万円)+(給与・年金所得者等※の数-1)×10万円	7割	13,578円
基礎控除額(43万円)+(給与・年金所得者等※の数-1)×10万円+29万5千円×世帯の被保険者数	5割	22,630円
基礎控除額(43万円)+(給与・年金所得者等※の数-1)×10万円+54万5千円×世帯の被保険者数	2割	36,208円

※「給与・年金所得者等」とは、世帯の被保険者および世帯主で、下記のいずれかを満たす方です。

- ◆一定の給与所得者(給与収入55万円超)
- ◆公的年金等に係る所得を有する方(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)

■職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方 ※令和6年4月1日時点で制度加入後2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。 ※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入していた方は該当しません。	5割 ※所得が少ない方については7割減となります。	22,630円 ※所得割額は掛かりません。

12月2日(月)からは被保険者証を発行しません

12月2日(月)以降に後期高齢者医療の資格を取得する方には被保険者証を発行しないため、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナ保険証の利用登録をお願いします。マイナ保険証の利用登録をしていない方や、マイナンバーカードを作っていない方には資格取得前に「資格確認書」を交付する予定です。マイナンバーカードを作りたい方は、「町住民生活課」またはイオンモール大曲内「自治体スマートカウンター(みんなの窓)」で手続きができます。令和6年12月時点でお手元にある被保険者証は、令和7年7月31日(木)まで使用可能です。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

証明書コンビニ交付サービスをご利用ください



マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置しているキオスク端末(マルチコピー機)で、各種証明書を取得することができます。

コンビニ交付に必要なもの◆①マイナンバーカード ②4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)

利用できる店舗◆セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンリテール(イオン大曲店、イオン横手店) など

利用可能時間◆午前6時30分～午後11時 ※12月29日から1月3日までの期間、システムメンテナンス時を除く。

コンビニで取得可能な証明書	住民票の写し	本人および本人と同一世帯の方のもの ※個人番号・住民票コード記載の住民票および除票の写しは対象外です。	1通200円
	印鑑登録証明書	印鑑登録されている本人のもの	1通200円
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	本人および本人と同一戸籍内の方のもの ※除籍や改製原戸籍は対象外です。	1通450円
	戸籍の附票の写し		1通200円
	所得・課税証明書	本人の最新年度のもの	1通200円

※上記で対象外の証明書をお求めの際は、町住民生活課または六郷・仙南各出張所へ直接ご請求ください。

- 戸籍届け出や住民異動届け出後、その内容が反映された証明書が取得できるまでに日数がかかります。
- 町に本籍地があり、住所地が町外の方も利用できますが、事前に手続きが必要です(二次元コード参照)。
- 一度発行されると返金できません。また、別の証明書などに交換することもできません。
- 必要なものが揃っていても、交付が受けられない場合は、暗証番号のロックなどが考えられますので下記へお問い合わせください。

使い方の説明サイト・動画	コンビニでの証明書の取得方法 	現住所と本籍地が違う方が戸籍証明書を取得する場合の事前手続き 
--------------	--	--

問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903